

ID: 54

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	大河原町世代交流いきいきプラザ条例 第10条ただし書		
例規番号	平成25年条例第18号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条及び大河原町げんきサロン管理規則第7条の規定による。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第10条 既に納入した使用料は返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第7条 条例第10条ただし書の規定により使用料を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者が天災その他自己の責めによらない理由により使用できない場合 全額</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする期日前日までに使用の取り消しを申し出た場合 5割</p> <p>(3) 前2号に掲げる割合にかかわらず、冷暖房器具に係る使用料 全額</p> <p>2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還請求書(様式第7号)を提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日